

○電気設備の技術基準の解釈新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

新	旧
<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】(省令第5条第2項、第3項) 第16条 1～4 (略)</p> <p>5 太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一 最大使用電圧の1.5倍の直流電圧又は1倍の交流電圧(500Vとなる場合は、500V)を充電部分と大地との間に連続して10分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。</p> <p>二 <u>使用電圧が低圧の場合は</u>、日本工業規格 J I S C 8 9 1 8 (1 9 9 8)「結晶系太陽電池モジュール」の「6.1 電氣的性能」(J I S C 8 9 1 8 (2 0 0 5)にて追補)又は日本工業規格 J I S C 8 9 3 9 (1 9 9 5)「アモルファス太陽電池モジュール」(J I S C 8 9 3 9 (2 0 0 5)にて追補)の「6.1 電氣的性能」に適合するものであるとともに、省令第58条の規定に準ずるものであること。</p>	<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】(省令第5条第2項、第3項) 第16条 1～4 (略)</p> <p>5 太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一 最大使用電圧の1.5倍の直流電圧又は1倍の交流電圧(500Vとなる場合は、500V)を充電部分と大地との間に連続して10分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。</p> <p>二 <u>太陽電池モジュールが、小出力発電設備である太陽電池発電設備に施設されるものである場合は</u>、日本工業規格 J I S C 8 9 1 8 (1 9 9 8)「結晶系太陽電池モジュール」の「6.1 電氣的性能」(J I S C 8 9 1 8 (2 0 0 5)にて追補)又は日本工業規格 J I S C 8 9 3 9 (1 9 9 5)「アモルファス太陽電池モジュール」(J I S C 8 9 3 9 (2 0 0 5)にて追補)の「6.1 電氣的性能」に適合するものであるとともに、省令第58条の規定に準ずるものであること。</p>

6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具 {第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具 (第142条第九号に規定するものをいう。) を除く。} (以下この項において「器具等」という。) の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線 (電路を構成するものに限る。) は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～四 (略)

五 逆変換装置が、太陽電池モジュールに接続する低圧の直流電路に施設されるものである場合は、電気学会電気規格調査会標準規格 J E C - 2 4 7 0 ( 2 0 0 5 ) 「分散形電源系統連系用電力変換装置」の「6. 2 一般試験」の交流耐電圧試験により絶縁耐力を有していることを確認したものであって、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して10分間加えて確認したときにこれに耐えること。

6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具 {第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具 (第142条第九号に規定するものをいう。) を除く。} (以下この項において「器具等」という。) の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線 (電路を構成するものに限る。) は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～四 (略)

(新設)